

古代三加茂地域の条里と道路

地理班 (徳島地理学会)

木原 克司*

要旨：旧三加茂町平野部の小字名・小字境界の調査と中庄地区での発掘調査成果を踏まえて条里復原および条里施行の基準線としての伝馬路の検討を行った。その結果、旧三加茂町域の条里が、平野中央を東西に走る幅約6mの条里余剰帯(伝馬路)を基準線として、道路幅を除外して測設されたことを明らかにした。また、西部の加茂地区と東部の西庄・中庄地区の条里が、方位は同じであるが両者間に約50mの隙間が存在し、連続しないことを明らかにした。それ故に、福井好行がかつて指摘した旧三加茂町条里の条の起点も再検討する必要がある。

キーワード：小字境界線，条里，条里余剰帯，伝馬路

1. はじめに

東みよし町旧三加茂町は古代美馬郡に属したが、『日本三代実録』貞観2年(859)3月2日条に『割阿波国美馬郡。置三好郡』とあるように、9世紀中頃以降美馬郡から分割され三好郡に属することになる。また、和名抄によれば、三好郡は三野、三津、三縄の3郷から構成され、旧三加茂町は三津郷に比定されており、町域内には『延喜式』神名帳に記載される鴨、田寸、横田の3式内社が鎮座する。

旧三加茂町域の条里については、福井好行(1958)や羽山久男(1976)による研究がある。福井は、5万分の1地形図を基図として加茂、西庄、中庄の加茂三庄に北で約10度東に振れて連続する条里の存在を指摘した。そして、京都下賀茂神社所蔵文書記載の寛治4年(1090)の「某郡司解」に見られる鴨別雷神社領の四至記事「東限 式拾条肆里拾玖坪 西限 拾玖条参里吉坪玄角 南限 拾玖条肆里拾玖坪末 北限 式拾条参里吉坪」(平安遺文1288)を根拠として、鴨別雷神(現鴨神社)の社領を加茂三庄

の条里地割内に比定して条里の復原を試みた。すなわち、当該社領が東は20条4里から西は19条3里までの間、北は20条3里から南は19条4里の間に位置したとし、条の起点を西の池田町イタノ付近に、里の起点を吉野川を越えた阿讃山地の南麓に求めている。

また、羽山は条里に関しては福井説を踏襲した上で、中庄廃寺(合蔵廃寺)付近に方2町の郡衙域ぐんがを想定し、そのほぼ中央を東西に走る近世の伊予街道ルートをたどる伝馬路の存在を推定した。

三加茂町(1973)も、旧三加茂町役場所蔵の天正17年(1589)の検地帳写や慶長9年(1604)の中庄村、西庄村検地帳写に見られる坪名、さらには文政6年(1823)の中庄・西庄両村の古図を史料として条里の存在を認め、基本的には福井説を取り入れた形で旧三加茂町の条里を解説している。

以上これまでの旧三加茂町条里に関する研究等を整理してみたが、旧三加茂町のほぼ全域にわたって条里が存在することはほぼ間違いがないところである。

* 鳴門教育大学

問題は既往の条里復原が妥当か否か大縮尺地形図を用いて再度検討してみる必要がある。特に、近年旧三加茂町中庄地域で民間の病院建設、県道建設工事や吉野川堤防工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査が実施されており、そうした発掘調査の成果を踏まえて現地表面に遺存する条里地割と埋没条里関連遺構との整合性やその施行年代等を検討してみる必要がある。

筆者は、これまで鳴門市、板野郡板野町、徳島市、名西郡石井町、吉野川市鴨島町などの吉野川下流域や吉野川中流域の美馬市美馬町等において、条里地割の復原や条里施行の基準線となる条里地割内に埋没する条里余剩帯（道路）の検出を通して、南海道駅路や阿波国内の郡衙間を結ぶ伝馬路（伝路）の復原を試みて来た。

木原（1998, 1999, 2002, 2005, 2009, 2011）の成果によれば、駅路や伝路は可能な限り直線道路として測設されており、特に条里施行地域では、そうした直線道路を基準として道路幅を除外して条里地割が施行されている傾向が強いことや、非条里地域でも直線的に計画された駅路・伝路のルートが、大字・小字の境界や古代以降の街道に踏襲される例が多いことなどが明らかとなっており、旧三加茂町域においても伝馬路ルートの検討が必要である。

本調査では5000分の1国土基本図をベースマップとして、旧三加茂町平野部のほぼ全域の小字名・小字境界線の調査と中庄地域での発掘調査成果を基に条里復原および条里施行の基準線としての伝馬路の検討を行う。

2. 旧三加茂町中庄地域における発掘調査成果と遺存条里

1) 県道整備に伴う中庄東遺跡の発掘調査成果と条里

当該遺跡の調査成果は、徳島県教育委員会・（財）徳島県埋蔵文化財センター（2005a・b・c）の3冊の報告書にまとめられており、古代以前および古代に関する遺構は第3遺構面・第2遺構面から検出されている。

図1は第3遺構面検出の7～8世紀の検出遺構を示したものであり、5棟の掘立柱建物、3棟の^{たてあな}竪穴

住居と多くの^{どこうぼ}土壙墓が検出されている。

竪穴住居のうち、1は飛鳥～奈良時代、2が6世紀後半、3は7世紀中頃～8世紀初頭と推定されている。掘立柱建物では、棟方位が北で10度前後東に振れる北部の建物1～3と北で西に振れる南部の建物4・5が認められる。いずれも年代は不明とされるが、北部の3棟は後述する第2遺構面検出の建物と同様に北で約10度東に振れる条里の方位に規制されたような建物であり、条里坪界に合致するような溝等は検出されていないものの、条里出現以前に測設されていたと推定される条里の基準線となる伝馬路との関係が窺える。また、南部の2棟については、その方位からみて近接する竪穴住居と同時期の建物と考えるべきであろう。

さらに、検出遺構の大半を占める土壙墓は、正方位又は北でやや西に振れる方位を示すものが主流であり、部分的に条里方位と同じく北でやや東に振れるものが認められる。これもまた先に述べた北部の1～3の掘立柱建物と同じように条里施行に先行して存在したと推定される伝馬路との関係を窺わせるものである。

図2は第2遺構面出土の主要遺構を示したものであり、17棟の掘立柱建物、3条の柵、大小多くの溝、土壙墓が検出されている。

検出された溝のほとんどは、現地表面に遺存する北で約10度東に振れる条里地割の方位に合致する。特に、北部や南部で検出された東西方向の溝の中で、溝1と溝2、溝9と溝11は、A-B、E-Fと示したように条里坪界に一致する。A-Bラインの西約50mには平行する溝3・4があり、両溝の間を畦畔状の道と考えると約3m程度の幅の道を想定できる。また、南北方向では調査地北部の溝5と溝7・8は、C-Dと示したようにみごとに条里坪界に一致する。しかし、先に述べたような2条の溝で挟まれた道路状の遺構も部分的に認められるものの、条里区画ラインには幅1.5～3m程度の溝が見られるだけであり、筆者が考えているような2条の溝で挟まれた幅6～10mにもおよぶ条里余剩帯（道路）の存在を確認することはできない。よって当該調査範囲内には、条里施行時の基準線となるような東西方向の幅の広い道路すなわち伝馬路を想定することは

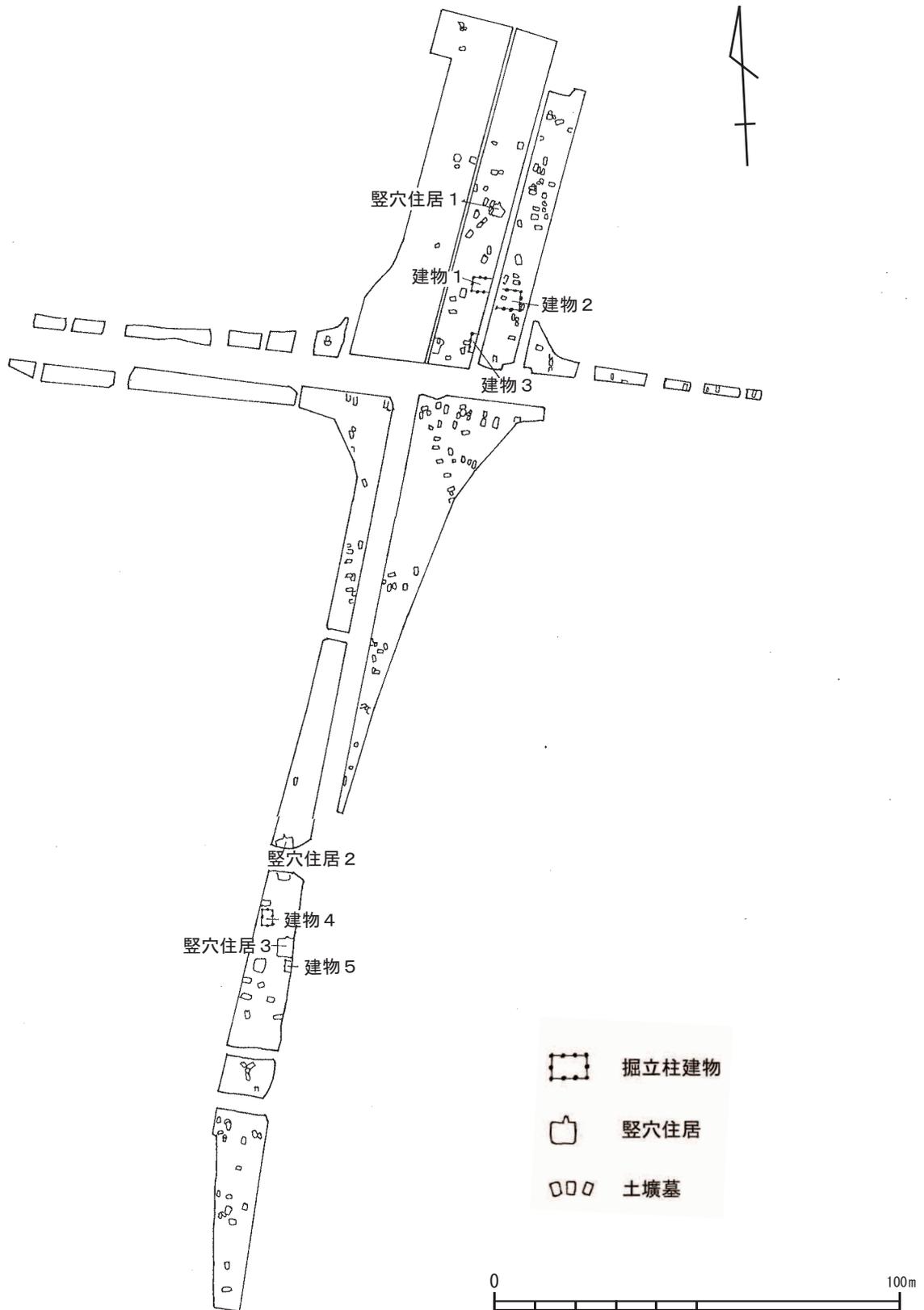


図1

不可能である。

また、掘立柱建物や柵は、北西部で検出された建物5や6のように北でやや西に振れる棟方位を示す建物も認められるものの、ほとんどは北で約10度東あるいはそれに直交する条里地割の方位におおむね一致し、その年代は出土遺物から8世紀後葉～9世紀前半とされている。とりわけ、南北条里の坪界(C-D)の東側で建物8～16が分布する坪区画では、青銅製の丸軛、環座金具、円面硯、石製印章、和銅開珎などの官衙関連遺物が集中して出土しており、当該期における中枢域の一端を担っていた地区と考えられている。

さらに、建物群に付属して共同墓地としての性格が強い土墳墓群が散在するが、それら土墳墓の方位は、一部主軸が正方位あるいは北でやや西に振れるものも含まれるが、大部分は掘立柱建物と同様に北で約10度東に振れる条里地割の方位を志向して造られていることが窺える。

2) 四国共立病院建設工事に伴う中庄東遺跡の発掘調査の成果と条里

当該遺跡の調査成果は、三加茂町教育委員会(2005)として公表されており、古代関係の遺構は第1・2遺構面検出遺構としてまとめられている。

図3は第1・2遺構面検出の主な遺構を示したものであり、7世紀中頃～9世紀に至る18棟の掘立柱建物、29棟の竪穴住居、多くの土墳墓や溝が検出されている。

出土遺物から建物の年代がすべて明らかになっているわけではないが、29棟の竪穴住居のうち平面形が横方向に長い長方形を呈し、カマドを中心線より東側に配置する特徴を持つ7世紀中頃～後半のものは、2・3及び11～29の竪穴住居であり、正方位もしくは北で西に振れる主軸方位を示す。年代は不明であるが、1・4・6と8～10の竪穴住居も主軸方位からすると同時期のものと推定できる。それに対して、条里地割と同じ北で約10度前後東に振れる主軸方位を持つ5・7の2棟は、出土遺物から8世紀中頃～後半という年代が与えられている。

18棟の掘立柱建物のうち、正方位又は北で西に振れる棟方位を示す8・9、11～15及び18の建物は7世紀中頃～後半に属し、条里地割と同じ北で約10度

東に振れるかもしくはそれに直交する棟方位を持つ建物1～4、6、10、16・17の8棟は、8世紀中頃～9世紀の建物であり、その分布は北区、南区の中でも東半部に集中している。特に、この地域ではPで鉸具、Qで陶硯、Rで転用硯の出土が見られた他、製塩土器、漆容器や銅製銚帯などが出土しており、官衙の様相が強いように思える。

また、土墳墓は、主軸方向が正方位もしくは北で西に振れるものと条里地割に対応し北で約10度前後東に振れるものの2種に大別でき、出土遺物から前者が7世紀中頃～後半、後者が8世紀中頃～9世紀に比定されている。

さらに、条里地割と深くかかわる重要な遺構として溝があり、南北方向の溝1・2と東西方向の溝3・4の存在が認められる。発掘調査報告書の中に記述された調査地の正確な位置を示す国土座標の数値に誤りがあるため、5000分の1国土基本図上で正確な調査区の位置を把握できなかったが、徳島県教育委員会・(財)徳島県埋蔵文化財センター(2008b)のまとめに掲載された奈良・平安時代の様相図に記載された当該調査地の位置を基に遺存条里地割との関係を検討した。その結果、溝1と2は一連の南北溝と考えられるものの条里の坪界線とは一致せず、やや西にずれることが明らかとなった。

それに対して、溝4と5は、溝心々距離で約4.5mの間隔を置いて互いに平行する東西溝であり、東西方向の条里坪界におおむね合致しそうである。両溝間に幅4mほどの道路敷を想定でき、両溝の外側ラインを含めると幅約6m強の条里余剩帯(伝馬路)の存在が想定可能である。図3からも明らかのように、この条里余剩帯ルートには西端で建物15のような7世紀代の古い建物は存在するが、全体として土墳墓以外の遺構が見られず検出遺構の密度も低いことは、上記のような想定を妥当なものとするようにも思える。

しかし、残念なことに報告書ではこの2条の溝についての報告がなく年代も不明である。恐らく削平が著しく遺存状況の悪い浅い溝であったと考えられる。当該報告書によれば、調査地の南区は中世段階では水田域となっており、問題の溝の遺存状況の悪さも度重なる開墾により古代の遺構面がかなり削平

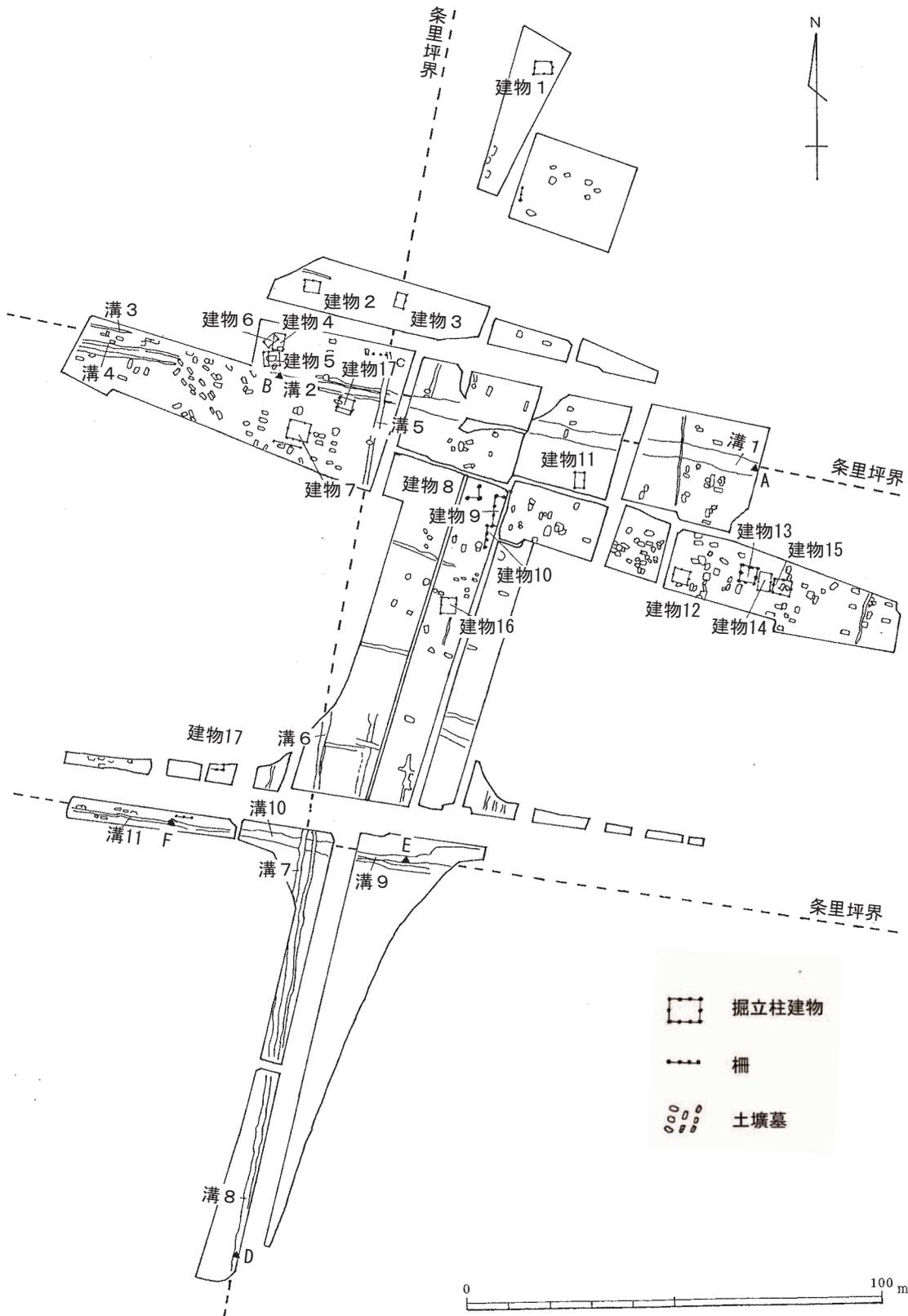


図 2

されたことに起因するものと考えられる。

3) 吉野川堤防工事に伴う末石遺跡・中庄東遺跡発掘調査の成果と条里

当該遺跡の調査成果は、徳島県教育委員会・(財)徳島県埋蔵文化財センター(2008a・b)の2冊の報告書にまとめられており、古代に関連する遺構は第2遺構面検出遺構として報告されている。

当該調査地は、吉野川南岸に沿う東西約180mの細長い地域であり、奈良・平安時代に属する29棟の掘立柱建物、多数の土壇墓や条里関連溝が検出された。ここでは本報告と直接関連する条里坪境溝についてのみ記述し、その検出位置は図4に示しておいた。主な調査成果は以下に示すとおりである。

(調査区西部)

- ・図4のHで条里坪界に一致する9世紀前後の互いに平行する2条の南北溝が検出された。(溝心々間距離は約3m)
- ・図4のGで条里坪界に一致する南北溝が検出された。(年代は不明)
- ・図4のMで条里坪界に一致する8世紀後半の互いに平行する東西2条の溝が検出された。(溝心々間距離は約2m)

(調査区中央部)

- ・図4のNで条里坪界に一致する8世紀中葉頃の東西溝が検出された。(幅3.7m)
- ・図4のOで条里坪界に一致する互いに平行する南北2条の溝を検出した。
- ・図4のPで条里坪界に一致する幅約1.1mの南北溝を検出した。

(調査区東端部)

- ・図4のIで条里坪界に一致する幅約3.6mの南北溝を検出した。
- ・図4のJで条里坪界に一致する南北溝を検出した。

3. 旧三加茂町域の条里と伝馬路

旧三加茂町の平野部は、東西に流れる吉野川南岸から南へ0.3kmから2kmの幅で東西に帯状に分布する。図4は、昭和42年(1967)測量の5000分の1国土基本図の平野部分に小字、小字境界および主要河川をトレースし、さらにその上に小字境界に注目

しつつ条里地割を復原したものである。小字名には部分的に一の坪、松坪や大坪などの条里関連地名が残るが、その他は全く条里と関連性のない小字名である。しかし、条里地割は加茂谷川を挟んで西側の加茂と東側の西庄・中庄の2つの地区でそれぞれ見事に並ぶ。その方位もかつて福井好行(1958)が指摘したとおり、北でやや東に振れる方位(正確にはN10°E)を示す。

特に中庄地区では、すでに触れたように中庄東遺跡を中心とした考古学的な発掘調査を通じて、K・Lを除く図4に示したA~Pの15ヵ所で現地表面に遺存する小字境界線を基に復原し得る条里の坪界に一致する溝や畦道が地下で検出され、現存条里が古代(8世紀中頃)まで遡ることが実証されたと言える。

そこで、条里地割が見事に遺存する西庄と中庄の両地区を中心として、小字境界を復原した5000分の1国土基本図上で条里の施行基準となる条里余剰帯(伝馬路)の検出を試みた。その結果、図4の小字「佃」のイ点から小字「柏木」手前のハ点まで幅約6m程度の条里余剰帯の存在を確認できた。

その根拠は、この間を東西に直線状に長く連続する小字境界線の実態であり、イ点からロ点までは小字境界線が約6m幅の想定条里余剰帯の北側ラインを直線的にたどるのに対して、ロ点とハ点の間では余剰帯の南側ラインに沿って直線的に走ることである。この条里余剰帯は、すでに触れた四国共立病院建設地(図4のK)南端で検出された東西の坪界におおむね一致する幅6mの道路遺構とも合致し、その測設の時期は、すでに述べた県道建設に伴う中庄東遺跡の7~8世紀の検出遺構(図1)の調査成果を考慮すれば、条里出現以前の7世紀中頃~8世紀初頭頃と推測される。

この条里余剰帯(伝馬路)はハ点から西に直線的に延び、徳島県教育委員会(1999)によって明らかにされた近世伊予街道(現県道)と小字「戒堂」北西のカ点で合流し、小字「塩尻」北側のニ点から小字「北村」の北西角のホ点を経て小字「炭焼」のト点に至ることになる。また、イ点から東へは、小字「古川」のヘ点まで直線的に走り、山口谷川を越えて小字「小川ノ下」東端のチ点に至り、チ点から近



图 3

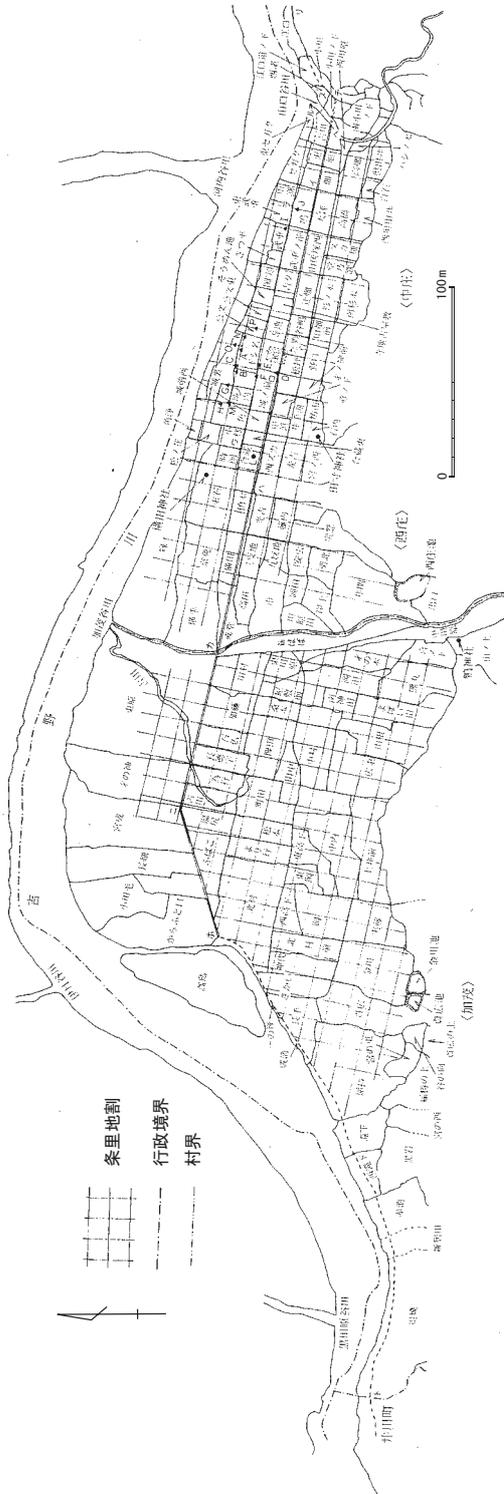


図4

世伊予街道ルートを通ってり点に達したと考えられる。

なお加茂谷川と山口谷川右岸の間の近世伊予街道は、徳島県教育委員会（1999）や東みよし町立歴史民俗資料館所蔵の文政6年（1823）の三好郡中庄村分間絵図によれば、図4のカ点から小字「小林」のワ点、小字「川瀬」のヲ点、小字「古川」のル点を経て小字「西濱」のヌ点に至るルートであり、上記の条里余剰帯すなわち伝馬路とはまったく異なる。

また、当該伝馬路ルート付近には、Kから北の小字「下シ名」にかけて官衙が営まれ、西にはLの合蔵廃寺、北と南にやや離れて延喜式内社の横田神社や田寸神社が位置する。ただ、問題の官衙は部分的に調査されたに過ぎず全容は不明であるが、構造的に総柱建物の倉庫があまり見られないことからすると、郡衙よりも三津郷衙を想定する方が妥当かとも思われる。

最後になるが、旧三加茂地域全体の条里を考えるにあたって大きな問題がある。それは加茂地区と西庄・中庄地区の条里が方位は同じであるものの、縦方向の条里坪界が連続しないことである。すなわち、西庄・中庄の条里は考古学的にも一続きの条里として捉えられるが、西に延長すると加茂地区の条里と約50m（半町）ほどの隙間が生じるのである。福井好行（1958）は5万分の1地形図を用いて条里の復原を試みているが、5万分の1地形図上では50mは1mmに過ぎず地形図上では問題なく連続する条里と判断し得る。そうすると、福井が想定した鴨別雷神の社領の範囲も池田町イタノに求めた条の起点を含めて再度検討する必要がある。

4. 結びにかえて

以上5000分の1国土基本図をベースマップとして三加茂町平野部の小字名・小字境界線の調査と中庄地区での発掘調査成果を踏まえて条里復原および条里施行の基準線としての伝馬路の検討を行った。その結果、とりわけ西庄や中庄地区の条里が8世紀中頃に施行され、その施行の基準線として条里施行に先行して7世紀中頃～8世紀初頭頃に測設された幅約6mの伝馬路が利用されたことをほぼ明らかにすることができた。加茂地区の条里も西庄・中庄地

区から直線的に延びるこの伝馬路を基準線として施行されたと考えられる。

しかし、条里復原の過程で西の加茂地区と東の西庄・中庄地区で条里が連続しないことも明らかとなった。よって福井好行が文献史料をもとに想定した鴨別雷神の社領の範囲も条の起点を含めて再度検討する必要が生じた。

最後に、本報告を作成するにあたって、小字調査や資料収集の面で東みよし町の川西正氏、東みよし町教育委員会生涯学習課の大谷尚司氏や東みよし町立歴史民俗資料館の鬮台峰子氏には大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

文献

- 木原克司・岡田啓子（1998）：古代吉野川下流の条里と交通路，鳴門教育大学研究紀要（人文・社会科学編），第13巻，71～87頁。
- 木原克司（1999）：古代吉野川下流の条里再検討に基づく交通路の復原，古代交通研究，第9号，84～94頁。
- 木原克司（2002）：吉野川下流域の条里施行期と阿波国府の構造，『論集徳島の考古学』徳島考古学論集刊行会，611～627頁。
- 木原克司（2005）：古代阿波国麻植郡・名方郡西部及び板野郡東部の条里と交通路，徳島地理学会論文集，第8巻，61～74頁。
- 木原克司（2009）：古代美馬の条里と交通路，阿波学会紀要，第55号，201～204頁。
- 木原克司（2011）：古代阿波国吉野川下流域の歴史的景観—条里呼称，道路網，東大寺新島荘の位置比定と阿波国府の構造を中心に—，徳島地理学会論文集12，65～79頁。
- 徳島県教育委員会（1999）：徳島県歴史の道調査報告書 第2集 伊予街道
- 徳島県教育委員会・（財）徳島県埋蔵文化財センター（2005a）：中庄東遺跡 緊急地方道路整備事業—県道出口太刀野線—に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（第1分冊）
- 徳島県教育委員会・（財）徳島県埋蔵文化財センター（2005b）：中庄東遺跡 緊急地方道路整備事業—県道出口太刀野線—に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（第2分冊）
- 徳島県教育委員会・（財）徳島県埋蔵文化財センター（2005c）：中庄東遺跡 緊急地方道路整備事業—県道出口太刀野線—に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（第3分冊）
- 徳島県教育委員会・（財）徳島県埋蔵文化財センター（2008a）：末石遺跡 中庄東遺跡—加茂第一地区堤防の事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—（第1分冊）
- 徳島県教育委員会・（財）徳島県埋蔵文化財センター（2008b）：末石遺跡 中庄東遺跡—加茂第一地区堤防の事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—（第2分冊）
- 羽山久男（1976）：吉野川河谷の古代交通路と郡家，『阿波歴史と風土』金澤治先生喜寿記念論集刊行会，27～53頁。
- 福井好行（1958）：阿波の条里，徳島大学学芸学部紀要，第8号，47～61頁。
- 三加茂町（1973）：条里の遺跡，『三加茂町史』，162～167頁。
- 三加茂町教育委員会（2005）：中庄東遺跡 医療法人恵済会四国共立病院建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

The ancient Jori allotment system and roads in Mikamo area

KIHARA Katsushi,

Proceedings of Awagakkai, No. 59(2013), pp.163-171